

公告式条例改正(案)の概要

1 改正の目的

行政手続のデジタル化を推進し、市民の皆さんの利便性向上および事務の効率化を図るため、条例や規則、規程等の公布・公表方法を「物理的な掲示(紙)」から「電子的な公表(ホームページ)」へ転換する。

2 主な内容

(1) 電子掲示への移行

条例・規則等の公布・公表を、原則として市のホームページ(電子掲示場)に掲載して行うものとする。

(2) 電子署名の規定の導入

地方自治法に基づき、条例等の末尾への署名を「電子署名等の電磁的措置」に代えることができる規定を追加する。

(3) 公印の押印省略

規則の公布時の署名、規程等の公表時の押印を不要とする。

(4) 表現の適正化

制定当時(昭和25年)の古い表記を現在の標準的な公用文表記に修正する。

公告式条例改正(案)の概要

3 メリット

- (1) 市民の利便性向上
いつでもどこからでも最新の条例・規則等が確認可能となる。
- (2) 事務の効率化
物理的な掲示板への張り出し作業(掲示期間管理含む)を削減し、人的コストを低減する。
- (3) 法的整合性
地方自治法改正に対応した現代的な公告手法へのアップデートを行う。

4 備考

条例が改正となった場合は、以下の運用を予定しています。

- (1) 総合案内横のパソコンから閲覧ができることを想定しています。
- (2) システム障害等の緊急時は、従来の掲示板を使用します。